

事務連絡
平成18年8月4日

社団法人 日本病院会 御中

厚生労働省保険局医療課

ニコチン依存症管理料の施設基準に係る届出について

標記について、別添のとおり地方社会保険事務局、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）及び都道府県老人医療主管部（局）老人医療主管課（部）あて連絡したのでお知らせします。

平成18年8月4日

地方社会保険事務局
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県老人医療主管部（局）
老人医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

ニコチン依存症管理料の施設基準に係る届出について

標記については、「特掲診療料の施設基準等」（平成18年厚生労働省告示第94号）に基づき、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成18年3月6日保医発第0306003号）により行われているところである。

今般、呼気一酸化炭素濃度測定器（販売名「iki iki Monitor」）について薬事法（昭和35年法律第145号）第55条第2項に基づき販売中止、回収等について指示が行われたことから情報提供するところである。なお、保険医療機関からの届出を受理する際には、下記の事項に留意の上、貴管下の保険医療機関及び審査支払機関等に周知徹底を図り、その取扱いに遺漏のないよう特段の御配慮を願いたい。

記

- 1 ニコチン依存症管理料の施設基準に規定する呼気一酸化炭素濃度測定器は、薬事法により医療機器として呼気中の一酸化炭素濃度の測定に係る承認等を受けているものでなければならないこと。
- 2 既に受理しているニコチン依存症管理料に係る届出書に記載されている医療機器が1に該当しない場合にあつては、平成18年8月1日以降は当該届出保険医療機関については、施設基準に適合しないものとして取扱うこととすること。なお、平成18年8月31日までに、1に該当する呼気一酸化炭素濃度測定器を平成18年9月30日までに購入する旨を示した文書の提出が行われた場合にあつては、継続して適合しているものとしてみなすこととすること。また、当該取扱いについては、

平成18年8月4日以降の新規の届出には適用しないこととすること。

- 3 呼気一酸化炭素濃度測定器を購入する旨を示した文書の提出を行った保険医療機関にあっては、呼気一酸化炭素濃度測定器の購入後は速やかにニコチン依存症管理料に係る届出の内容の変更を行うこととすること。
- 4 呼気一酸化炭素濃度測定器を購入するまでの間は、喫煙量や喫煙状況等の禁煙の効果の確認は、問診等により行うこととし、「禁煙治療のための標準手順書」に則り適切に禁煙治療を行うこととすること。